

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

知事の保安林の指定

(治山課) 四六五

知事の指定施業要件の変更の予定

(同) 四六六

農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定

(同) 四六六

道路の区域変更

(道路維持課) 四六七

道路の供用開始

(同) 四六八

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会) 四六八

### 公示

岐阜県情報セキュリティクラウドの構築及び運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 四六八

公共測量の実施

(用地課) 四六九

土地改良区役員の就任

(西濃農林事務所) 四七〇

## 告示

第二千七百六十六号

平成二十八年七月二十二日

(金曜日)

### 岐阜県告示第四百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示し、平成二十八年七月二十四日から適用する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

#### 一 保安林の所在場所

郡上市白鳥町長滝字伽藍ヶ瀬四一四の一、四一四の二及び四一五並びに字洞口五二

六の一、五二九の一から五二九の三まで、五三〇の一及び五三〇の二

#### 二 指定の目的

魚つき

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐とし、その他の森林については主伐に係る伐採種を定めない。  
郡上市白鳥町長滝字伽藍ヶ瀬四一四の一、四一四の二及び四一五

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的  
落石の危険の防止

（三）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐は択伐とする。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（一）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的

公衆の保健

（三）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。  
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）

（二）保安林として指定された目的  
水源の涵養

（三）変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐は、択伐による。

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (二) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
    - (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、郡上市（次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (二) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。  
郡上市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡上市（国有林、次の図に示す部分に限る。）  
保安林として指定された目的  
公衆の保健

(二) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十二号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年七月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	見国 座府線	高山市上宝町蔵柱字中野 二二〇八番一地从先から 橋二四二番三地从先まで	前	七二 二七八	八六・〇	
			後	二・二 三・七	八六・〇	

岐阜県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年七月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	池田線 揖斐川線 大野線	揖斐郡大野町大字麻生字溝崎 一九八番一〇地先から 同 郡同 町大字黒野字小路 藪三一四番一〇地先まで	四〇・九	平成 二六・七・三	平成 二二・三・九

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十五号

岐阜県選挙執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

別記第三号様式④の①備考四中「15,300円」を「15,800円」と改める。

別記第三号様式⑤の五備考四中「7円30銭」を「7円51銭」と改める。  
別記第三号様式⑥の六備考四中「301,875円」を「310,500円」と改める。  
別記第三号様式⑦の七備考四中「26円73銭」を「27円50銭」と改める。

別記第三号様式⑧の①の別記①①中「15,300円」を「15,800円」と改め、同様式②の別記備考一中「7円30銭」を「7円51銭」と改め、同様式③の別記備考一中「365,000円」を「375,500円」と改め、同様式④の別記備考一中「5円02銭」を改める。

同様式⑤の別記備考一中「301,875円」を「310,500円」と改め、同様式⑥の別記備考一中「262,530円」を「267円73銭」と改め、同様式⑦の別記備考一中「262,530円」を「267円73銭」と改め、同様式⑧の別記備考一中「267円73銭」を「27円50銭」と改める。

この規程は、平成二十八年七月二十二日から施行する。

### 公 示

岐阜県情報セキュリティクラウドの構築及び運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

### 公 示

岐阜県情報セキュリティクラウドの構築及び運用保守業務委託に関する仕様書案が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

### 1 調達役務の名称及び数量

岐阜県情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務 一式

### 2 意見の提出方法等

- (1) 提出期限 平成28年8月8日（月）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）
- (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課地域情報化係

電話 058-272-1111 (内線2263)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成28年7月22日(金)から平成28年8月5日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Construction, maintenance, and administration of cloud computing infrastructure as information security for Gifu Prefectural Government

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 22 July 2016 through 5 August 2016 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 8 August 2016

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 8 August 2016.)

(4) For further information, please contact:

Regional Informatization Section, Information Policy Planning Division,  
Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 2263

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により防衛省東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

防衛省東海防衛支局

二 作業種類

公共測量(用地実測図作成及び基準点測量)

三 作業期間

平成二十八年六月二十三日から

同 年八月十二日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十八年七月十一日から

平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

多治見市音羽町

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住居	所
西輪中土地改良区	平成 二八年 七 月 二 十 二 日	理事	伊藤 爲吉	海津市南濃町太田	三〇五番地

平成二十八年七月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社